# 沖縄県いじめ防止基本方針

平成26年9月30日 沖縄県 (最終改定 令和5年4月3日)

はじ	めに		1
<b></b> .			
第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		1
1	いじめの定義		1
2			2
3	いじめの防止等に関する基本的考え方		3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項		4
1	いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策		4
	(1) 「沖縄県いじめ問題対策連絡協議会」の設置		4
	(2) 「沖縄県いじめ防止対策審議会」の設		5
置			7
	(3)県が実施すべき施策		
		1	0
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	1	0
	(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	1	0
	(2) 学校いじめ防止基本方針の策定	1	1
	(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	1	2
	(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	1	5
	学校いじめ防止基本方針例		
		2	0
3	重大事態への対処	2	0
	(1)学校の設置者又は学校による調査	2	0
	i )重大事態の発生と調査	2	5
	ii )調査結果の提供及び報告		
	(2)調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事に	2	6
	よる再調査及び措置	2	6
	i )再調査		
	ii )再調査の結果を踏まえた措置等		
		2	8
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項		

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本基本的な方針(以下「県の基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、国のいじめ基本方針を参酌し、沖縄県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

## 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

○ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を 活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童 生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景 にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判 断するものとする。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当

#### 第1 2 いじめの理解

該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれや集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - 性的いたずらをされる 等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察 に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるよう な、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、

周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容 しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対 処できる力を育む観点が必要である。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童 生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
  - ※ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人 が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

#### (3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめ を知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認する。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行 うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関 との連携が必要である。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく

ことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### (4)地域や家庭との連携について

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と 地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携について

- いじめの問題への対応においては、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等 の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定)との適切な連携が必要である。
  - ※ 上記関係機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- 教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、 法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校 や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策
- (1) 「沖縄県いじめ問題対策連絡協議会」の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

県教育委員会は、法第14条により、法の趣旨を踏まえ「沖縄県いじめ問題等対策連絡協議会(沖縄県学校問題等解決支援チーム委員会議)」を設置する。(以下、連絡協議会という。)その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、人権擁護委員連合会、県警察、弁護士会、医師会、臨床心理士会など、実情に応じて決定する。

また、沖縄県いじめ問題対策連絡協議会は、市町村が設置する連絡協議会との連携を図るものとする。

なお、県は、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会の設置が難しい市町

村に対し、近隣の市町村との連携、または法第14条第2項に基づき沖縄県いじめ問題対策連絡協議会との連携が図られるよう支援するものとする。

## (2) 「沖縄県いじめ防止対策審議会」の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

県教育委員会は、法第14条第3項に基づき、「沖縄県いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「県の方針」に基づく対策を実効的に行うため、附属機関としての「沖縄県いじめ防止対策審議会」を置く。

なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、県教育委員会に おいては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平 素から整えるよう努める。

沖縄県いじめ防止対策審議会(附属機関)は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

なお、県教育委員会が、第28条に規定する重大事態にかかる調査を行う場合、いじめ防止 対策審議会において調査を行うことができる。

#### ① 附属機関「沖縄県いじめ防止対策審議会」の機能

沖縄県いじめ問題防止対策審議会(附属機関)は、以下の機能の他、いじめの防止等の ための対策を実効的に行うための機能を担うものとする。

- 教育委員会の諮問に応じ、県の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究 等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- 県立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 県立学校におけるいじめの事案について、県教育委員会が、学校からいじめの報告を 受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に、必要に応じて、専門的知 見からの助言を行う。

#### ② 重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合の組織

第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として県教育委員会が行う場合、この附属機関において調査を行うことができる。

なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えるよう努める。(重大事態への対処については「3 重大事態への対処」に詳述)

# 市町村教育委員会 市町村立学校 連 携 いじめの報告 県 立 学 校 沖縄県教育委員会 必要な支援・指示 依 子報 当事者間の調整・調査 レ頼 告 沖縄県いじめ防止対策審議会 【法14条第3項 28条第1項 関係組織】 いじめの報告 知事部局 私立学校 総務私学課 青少年・子ども家庭課 必要な支援

沖縄県いじめ防止対策審議会の機能

## (3) 県が実施すべき施策

- ① 県として実施すべき施策
  - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制 の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
  - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
  - いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
  - 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。
  - いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の 幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、 就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取 組を企画・提案する。
  - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を行う。
  - 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係 機関又は関係団体の取組支援、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制 を整備する。
  - いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に 対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応 の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の 実施の状況についての調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。
  - いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。
  - いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
  - 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
  - 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
  - 重大事態への対処については後述
  - 県私立学校主管部局の体制 県私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人

面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。

○ 県内小中学校を対象に、交番所長等が、学校をパトロールしながら校長、教頭と面談して情報交換を行い、事件事故の未然防止対策を推進する「学校ゆいまーる運動」を全県に展開する。

## ② 学校の設置者として実施すべき施策

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養 うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び 体験活動等の充実を図る。
- 当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状 況を把握しておく。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る 相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャル ワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体 制整備を図る。
- 生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他の いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教 職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよ う、取組を促す。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。

## ○ いじめに対する措置

・ 学校の設置者は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応 じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを 指示する。

※ 支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく。さらに、学校の設置者として、学校からの報

告に係る事案について自ら必要な調査を行う。公立学校におけるこの調査については、必要に応じ、いじめ防止 対策審議会を活用する。

- ・ 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合 には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 市町村教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、 学校や保護者へ周知を図る。
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
  - ・ 各教育委員会は、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

・ 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。その際、各教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

#### ○ 学校運営改善の支援

- ・ 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働

活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応 する仕組みづくりを推進する。

- ・ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校のい じめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進 める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関 係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。
- 県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「人権ガイドブック」、「学校教育における指導の努力点」などを有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 重大事態への対処については後述

#### 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

#### (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針又は地方いじめ基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める(法第13条)

- ② 組織等の設置
  - i) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の 教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組 織」を置くものとする(法第22条)
  - ii) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条)

## (2) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。
- 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域 住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじ め防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

○ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本 方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の 主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

## (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- 学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組 (例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等)を実施する必要がある。
- 児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。
- 学校いじめ対策組織は、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、 ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で 判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有 して早期対応につなげることが目的であり、 学校の管理職は、リーダーシップをとって情 報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。
- 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験する ことができるようにするなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする ことが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に 運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校

の実情に応じて工夫する。

○ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。(重大事態への対処については「3 重大事態への対処」に詳述)

## (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる(国のいじめ防止基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照)。

#### i) いじめの防止

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律 正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを 行う。
- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめと するいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれる ことなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## ii) 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って 行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを 教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い 段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積 極的に認知することが必要である。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### iii) いじめに対する措置

- 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録してお く。
  - 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に 対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
  - 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、 毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の 協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
  - いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
    - ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。【少なくとも3か月を目安】。

- ※ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じてい ないと認められること。
  - ※ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、 その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解 消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割

## 第2 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## iv) その他

国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保、県私立学校主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。



## 平成〇年〇月〇日策定

## ○立 ○○○○学校 学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

## (1) いじめの定義

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) 【いじめ防止対策

## (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (3)「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童	
生徒の立場に立つ。	
<ul><li>○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。</li><li>例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。</li><li>例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。</li></ul>	左記の例に関しても、加害 行為を行った児童生徒に対す る指導等については法の趣旨 を踏まえた適切な対応が必 要。
<ul><li>○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否 かを判断する。</li></ul>	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対 応が個々の教職員による対応

ではなく組織として一貫した 対応をとる

- ☆ 具体的ないじめの態様 (例)
  - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ⑤金品をたかられる
  - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
  - 9性的いたずらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

- 1 いじめの防止等のために学校が実施する施策
- (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - ① 構成員(柔軟に対応)【必要に応じて、外部専門家を活用】管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、 部活動顧問、学校医、その他関係の深い職員 等

【可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、 警察官経験者等の外部専門家を参画させる。】

- ② 組織の役割
  - 未然防止の取組
  - ・ いじめの相談・通報を受けつける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)
  - ・ いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正 (PDCAサイクル)
  - 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)
  - ・ 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発(HP掲載、入学式・始業式等での生 徒・保護者への周知)
  - ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
  - いじめの認定
  - ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の 決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
  - 重大事態への対応

#### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① いじめの防止のための取組
  - ・ 児童生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。
    - ※ 全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等。

#### 【その他、学校の実情に応じて】

- ② 早期発見のための取組(※ 些細な事案でも取り上げる。)
  - 出席簿を検証する(2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認)。
  - アンケート調査を実施する。
  - ・ 学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた児童生徒を徹底 的に守り通すこと」を児童生徒に認識されるようにする。
  - ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底 (発見者→学年主任→教頭→校内いじめ対策委員会)
  - ※ 情報共有すべき内容:いつ、どこで、誰が、何を、どのように等。
- ③ いじめ事案への適切な対処の在り方
  - ・ 被害者の立場に立って進める。
  - ・ 迅速に詳細を確認する。
  - ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。
  - ※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織 へ情報共有する。

#### 被害者への対応

- 被害者(知らせた者を含む)の安全を確保する。
- 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人(友人、教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添う体制をつくる。

#### 被害保護者への対応

- 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・ 連携体制を整える。

#### 加害者への対応(支援を含む)

- 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける(生命、身体又は財産を脅かす)行為であることを認識させ、 自らの行為の責任を自覚させる。
- カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

#### いじめをはやし立てる児童生徒への対応

・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは 絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

## ★ 関係機関との連携

・ 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものにつ

いては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

- ※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上
- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課 (Tel. 866-0110)、 法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。
- ・その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。
- ⑤ 教育相談体制

【対応者、面談、具体的な流れ等を学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑥ 生徒指導体制

【誰が、どのタイミングで、どのような指導を行うかを学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑦ 校内研修

1

【事案対処に関する教職員の資質能力向上を図るため】

#### 年間計画

- ・学校いじめ防止基本方針読み合わせ(全職員)
- ・入学式・始業式等年度当初行事における、生徒及び保護者への周知
- 学 ・校内研修(全職員)
- 期 ・講演会(生徒対象)
  - ・アンケート調査実施(生徒対象)
  - ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認
- 2 ・学校評価アンケート(いじめへの評価を含む。例:○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づ 学 くりに係る取組、○早期発見・事案対処のマニュアルの実行、○定期的・必要に応じたアンケート、○個人面
  - (りに所る状態、〇十朔元允・事業利及のパーエアルの美国、〇足朔国・必要に応じたアマケード、〇回ア
  - 談・保護者面談の実施、○校内研修の実施、○組織的対応、○組織の児童生徒・保護者への周知 等)
    - ・学校評価アンケート分析(いじめに関する項目)
    - ·校内研修(全職員)
    - ・アンケート調査実施(生徒対象)
- 3 ・アンケート調査実施(生徒対象)
- 学 ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- 期 ・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載

## 2 重大事態への対処

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法】

- (1) 発生報告
  - ① 教育委員会へ報告
    - ※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請
- (2) 重大事態の調査 (調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定)
  - ① アンケート実施
    - ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
    - ・ アンケート対象は状況に合わせて決定(クラス、学年、部活動等)
  - ② 面談実施
    - 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
    - ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う
- (3) 調査結果の情報提供及び報告
  - ① 被害児童生徒・保護者への報告
  - ② 教育委員会を通して首長への報告
    - ※ ①の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

## 3 重大事態への対処

#### (1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

#### i) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要 な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による 調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

#### ① 重大事態の意味について

法 28 条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを 受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 3 0 日を目安とする。

※ ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置 者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童生徒 又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしな いまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 第2 3 重大事態への対処 (1) 学校の設置者又は学校による調査

重大事態の判断については、設置者と学校が協議し、設置者が判断する。設置者においては、重大事態を看過することがないよう留意する。

## ② 重大事態の発生報告先

国立学校:→国立大学法人学長→文部科学大臣

公立学校:→教育委員会→地方公共団体の長

私立学校:→当該学校を所轄する都道府県知事

学校設置会社が設置する学校:

→当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役→認定地方公共団体の長

#### ③ 調査の趣旨及び調査主体について

- 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置 者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断す る。
- 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者 は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行 わなければならない。

なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。

- 従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる
  - ※ 例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。

#### ④ 調査を行うための組織について

- 学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大 事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。
- 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
  - ※ この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立 性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

## ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか 等
- ※ この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。
- ※ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ※ 法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあった としても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対し て積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

※ この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の 状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を することが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

## イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自 殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くな った児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずる ことを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に 定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のう え、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科 学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査 について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとと もに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、以下の ことに関して、できる限り、遺族と合意しておく。
  - ・ 調査の目的・目標
  - 調査を行う組織の構成等
  - ・ 調査の概ねの期間や方法
  - ・ 入手した資料の取り扱い
  - ・ 遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針 等

- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、総合的に分析評価を行うよう努める。
  - ※ 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集 し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することがないよう努め る。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進める。
  - ※ それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める ことが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について 必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求め られる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

## ⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

○ 事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例 えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停 止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校 の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。県立学校 においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の県立学校への転学等の措置を行うことができるよう、県教育委員会が県立学校間の連携を図る措置を行う。

○ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童 生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が 流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケア と落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した 情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係 等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 【いじめ防止対策推進法】
- 学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいっ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
  - ※ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえる。
  - ※ この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。 ※ ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又
- はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

## ② 調査結果の報告先

- 国立学校 → 文部科学大臣
- 公立学校 → 当該地方公共団体の長
- 私立学校 → 当該学校を所轄する都道府県知事
- 学校設置会社が設置する学校に係る調査結果
  - → 当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長

## 第2 3 重大事態への対処 (1) 学校の設置者又は学校による調査

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

# (2)調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は県知事による再調査及び措置

#### i ) 再調査

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条第2項 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又 は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定によ る調査の結果について調査を行うことができる。

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(私立の学校に係る対処)

第31条第2項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又 は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査 を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

【いじめ防止対策推進法】

- 上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、県知事は、当該報告に係る 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認め るときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」と いう。)を行うことができる。
- 法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の 方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等に よる附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」と しては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を 進めることなども考えられる。
- これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。

○ 国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・県知事に新たな権限が付与 されるものではないが、文部科学大臣・県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求 め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。 なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。【再掲】

○ 再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。
- 「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。知事部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置について検討する。
- 公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備をはじめとする必要な措置を講ずるよう努める。高等専門学校が、いじめの問題への対応において、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、高等専門学校の設置者は、日常的に教育委員会との連携確保に努める。

また、県は市町村における地方いじめ防止基本方針について、地方公共団体は自ら設置する学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。